

釧路市の不用物品売却に係る一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2026年（令和8年）6月8日

釧路市長 鶴間秀典

記

1 入札に付する事項

- (1) 物件名 旧釧路市水産加工振興センター備品売却（皮剥機） 物件
(2) 引渡場所 旧釧路市水産加工振興センター（釧路市浜町3番18号）
(3) 搬出期限 2026年（令和8年）7月14日
(4) 概要

品名	メーカー・規格等	状態	数量
皮剥機	タイヨー製作所 （卓上型）	稼働可 ローラーのチェーンが 短い	1台

2 入札参加条件に関する事項

- (1) 釧路市水産加工振興協議会の会員であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という）第167条の4に該当しないこと。
(3) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱（以下「指名停止取扱要綱」という）の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
(4) 釧路市から課税されている全税目について、未納がないこと。
(5) 釧路市から課税されている市道民税の特別徴収について、実施していること。
(6) 消費税及び地方消費税について、未納がないこと。
(7) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条に該当する場合、厚生年金保険に加入していること。
(8) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

3 入札参加申請

- (1) 申請書の提出方法

- ① 申請者のうち、釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載している者は、一般競争入札参加確認申請書（様式1）を④に掲げる場所に提出すること。
- ② 申請者のうち、釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載していない者は、一般競争入札参加確認申請書（様式1）に次の書類を添え、④に掲げる場所に提出すること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 法人にあつては、次の（ア）及び（イ）
 - （ア） 現在事項全部証明書本又は登記事項証明書（申請日の前3か月以内のもの）
 - （イ） 前事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 個人にあつては、次の（ア）及び（イ）
 - （ア） 本籍地の市町村長の発行する身分証明書
 - （イ） 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - エ 釧路市税完納証明書（申請日の前1か月以内のもの）
 - オ 市道民税特別徴収の実施を証明できる書類（特別徴収であることがわかる直近の領収書又は市道民税特別徴収税額の決定通知書）
 - カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 その3 未納税額のない証明用（その3の3も可）（申請日の前3か月以内のもの）
 - キ 厚生年金保険の加入を証明できる書類（納入告知書等）
 - ク 暴力団排除に関する誓約書（様式2）
 - ケ 消費税課税事業者等申出書（様式3）
 - コ 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式4）（該当する場合のみ提出すること。）
 - サ 入札保証金納付書発行依頼書兼保証金返還先口座届出書（様式5）

③ 提出期間

2026年（令和8年）6月8日から2026年（令和8年）6月18日までの釧路市の休日定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

④ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総務部契約管理課契約係
電 話 0154-31-4508
メール ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp

⑤ 提出方法

持参又は送付によること。なお、送付については、配達証明郵便、信書便のうち配達証明郵便に準ずるものその他これらに相当するものとし、提出期間に必着のこと。

- (2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。
- (3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、当該物件の入札に参加することができない。
- (4) その他
 - ① 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された申請書類は、提出者に無断で目的外に使用しない。
- ③ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書を電子メールにより通知する。

(1) 通知日時

2026年（令和8年）6月22日 午前9時から午後1時まで

(2) その他

- ① 通知日の翌日において、いまだ通知がない場合は、3の(1)④に連絡し確認すること。
- ② 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。この場合には、2026年（令和8年）6月23日午後5時までに書面（様式は任意）を提出して行わなければならない。
- (2) (1)の書面は、3の(1)④に持参又は送付にて提出するものとする。
- (3) 説明を求めた者に対しては、2026年（令和8年）6月24日までに回答する。

6 売却物件に係る質問等

- (1) 売却物件等に対する質問がある場合には、次のとおり質問書（様式は任意）を受付場所へ持参又は送付若しくは電子メールにより提出すること。

① 受付期間

3の(1)③と同じ。

② 受付場所

3の(1)④と同じ。

- (2) (1)の質問があった場合についてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

2026年（令和8年）6月22日から2026年（令和8年）6月26日までの釧路市の休日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

イ 閲覧場所

3の(1)④と同じ。

7 売却物件の事前下見

- (1) 入札参加者は事前下見に参加すること。なお、事前下見が不要な場合はこの限りではない。
- (2) 事前下見の結果、入札参加申請を取り下げる場合は申し出ること。
- (3) 事前下見の日時及び場所

日時 2026年(令和8年)6月24日 午前11時00分
場所 旧釧路市水産加工振興センター
釧路市浜町3番18号

8 入札保証金

(1) 契約規則第5条に基づき、当該物件に係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第6条各号及び釧路市契約規則の施行について(平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という)第2章第1節3規則第6条関係第2号イに該当するときは、免除する。

(2) 納付方法

① 納付書の交付

2026年(令和8年)6月22日から2026年(令和8年)6月26日までの毎日、午前9時から午後4時まで

② 納付期限

2026年(令和8年)6月22日から2026年(令和8年)6月26日までの毎日、午前9時から午後4時まで

③ 受付場所

3の(1)④と同じ。

④ 納付方法

本市が発行する納付書を使用し、釧路市役所1階会計室窓口にて現金を納付すること。

※指定金融機関等の口座への銀行振込(電子振込・ATM振込を含む)は一切認めない。

9 入札執行日時

(1) 日時 2026年(令和8年)6月29日 午前11時00分

(2) 場所 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所 3階 現場説明会場

10 入札方法等

(1) 売却物件の総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札者は、所定の入札書を9に指定する日時及び場所に持参し投函すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

(3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

- (4) 第3回目の入札において予定価格以上の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最高入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。
- (5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

11 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 有効な入札のうち、落札者となるべき価格で入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) その他、釧路市物品購入等入札心得（以下「入札心得」という）第7条による。

13 入札結果の公表

入札結果については、落札者を決定した日の翌日（釧路市の休日を除く）に、釧路市役所ホームページにより公表する。

14 契約締結期限

2026年（令和8年）7月3日までに契約を締結するものとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

15 契約保証金

- (1) 当該物件に係る契約の締結に際し、契約規則第29条の規定に基づき、当該物件に係る契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - ア 納付期限
契約締結日までとする。
 - イ 納付場所
3の(1)④と同じ。
- (2) (1)にかかわらず、落札者が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

16 契約書等作成の要否

要。

17 附帯条件

- (1) 売買代金の納入をもって当該物件の所有権が移転するものとし、その後に発生した故障、盗難、紛失、あるいは隠れた瑕疵等が見つかったとしても釧路市は当該物件の損害について責を負わないものとする。
- (2) 当該物件の搬出日については、釧路市と落札者が協議し決定するものとする。また当該物件の受領後、速やかに物件受領書を提出すること。
- (3) 当該物件の搬出に係る運搬費等の一切の費用を負担すること。

18 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及びに日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (3) 落札者は契約締結後、本市に無断で当該物件の所有権を他の者に移転することはできない。

19 問合先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電 話 0154-31-4508

メール ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp